

「地域共生社会」の実現に向けた取り組みについて (高齢者虐待の防止)

2023.8.24
健康福祉部 福祉推進課

1 高齢者虐待防止をめぐる動向

■高齢者虐待防止法

平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、区市町村の役割や高齢者虐待発見者の通報義務等が定められた。

■中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会を設置

高齢者虐待の防止や、虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援に関して、区、関係機関及び関係団体との連携協力体制を整備するため「中野区高齢者虐待対応連絡会」を平成18年11月に設置し、年1回程度開催している。

なお、平成24年度から、障害者への虐待防止等のために障害福祉関係機関を加え「中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会」に改組している。

■高齢者虐待対応マニュアルを作成

中野区では平成20年4月に「高齢者虐待防止に向けて～中野区高齢者虐待対応マニュアル～」を作成し、令和2年3月に改訂版を発行している。

2 高齢者虐待防止に関する区の取組み

■高齢者専門相談

健康福祉部 福祉推進課 高齢者専門相談係（9名体制）において、地域包括支援センターや警察、介護事業者、関係機関、本人、家族、近隣住民等からの通報や届出、相談を受け、高齢者虐待に関する事実確認や、虐待の有無や緊急性の判断、対応計画の決定、関係者の役割分担等の総合調整を行っている。

■高齢者支援専門ケース会議

特に支援が困難なケースについて、弁護士や精神科医師を招いて、専門ケース会議を開催し、専門的立場からの助言を得て、適切な支援方法を検討している。

令和4年度：6回実施

■緊急一時宿泊事業

家庭の事情や災害、介護者の急病、虐待等により在宅生活が困難な高齢者の支援を緊急に行う必要がある場合に、ショートステイの活用により一時的に保護を行っている。

利用日数：延べ537日、利用人数：62人

■高齢者施設措置

老人福祉法に基づき、環境上の理由及び経済的な理由により、在宅において日常生活を営むのに支障がある高齢者を養護老人ホームに入所措置している。

また、やむを得ない理由により、介護保険施設と契約して利用することが著しく困難と認められる高齢者を特別養護老人ホーム等へ入所措置している。

令和4年度の養護老人ホーム等入所措置数：延べ820人

3 高齢者虐待防止に関する区の取組みの実績

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
高齢者虐待 通報・届出件数	71	75	107	118
高齢者虐待認定 (疑い含む) 件数	58	55	58	76
緊急一時宿泊事業 利用日数(延べ)	234	257	330	537
緊急一時宿泊事業 利用者数(実)	33	30	40	62
養護老人ホーム等 入所措置数	848	857	810	814

■高齢者虐待の通報・届出件数の増加に対応した相談支援体制の整備

高齢者虐待の通報・届出件数が増加している中、虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を適時・適切に、今後も安定的に実施していくためには、ケースワーカーの増員等により相談支援体制を強化していく必要がある。

■複合的な課題のある困難ケースへの適切な対応

虐待の被害者を保護しただけでは解決しない困難なケース（例：虐待者に精神疾患や生活困窮があり、支援が必要なケースなど）も増加傾向にあり、適切な支援にスムーズにつなげていくことができるよう、支援関係者の連携を強化していく必要がある。

■緊急一時保護先の確保

高齢者緊急一時宿泊事業の利用実績が急増していることから、緊急時に速やかに保護先の有料老人ホームや特別養護老人ホームを確保できるよう年間借上げのベッド数の増床を検討する必要がある。